

総行給第58号
平成24年8月7日

各都道府県知事
各指定都市市長
各都道府県議会議長
各指定都市議会議長
各人事委員会委員長

殿

総務副大臣
大島 敦

国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について

本日、標記について、別紙のとおり閣議決定が行われました。

地方公務員の退職手当については、各地方公共団体において制度の趣旨を踏まえ、今般の国家公務員の退職手当制度の改正に準じて必要な措置を講ずるよう要請いたします。

また、貴都道府県内の市区町村及び退職手当組合等に対しても併せて周知されるようお願いいたします。

なお、本通知は地方公務員法第59条（技術的助言）及び地方自治法第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。